

変更許可申請手数料の取扱いについて

変更理由		手数料
イ 設計変更	・開発区域の面積に応じ規定する額の10分の1	・イ、ロ、ハの額の合算額（ただし87万円をこえない範囲とする。）
ロ 新たな土地の開発区域への編入による変更 [法第30条第1項第1号一第4号]	・新たに編入される開発区域の面積に応じ規定する額	
ハ その他の変更	10,000円	

項目		変更内容	許可又は届出	手数料
開発区域		1 開発区域の位置、区域の変更	変更許可	ハ その他の変更
		2 工区の変更		
用途		3 予定建築物等の用途の変更	変更許可	ハ その他の変更
設計	公共施設	4 公共施設の位置、規模、設計の変更	変更許可	イ 設計変更
		5 公共施設の管理者・帰属事項の変更	変更許可	ハ その他の変更
	公共施設以外	6 公共施設以外の設計の変更（7～8を除く。）	変更許可	イ 設計変更
		7 法第33条の技術基準の審査対象外のものの変更	変更届	－
		8 予定建築物の敷地規模の10分の1未満の変更（住宅用以外の敷地規模の変更で、結果として1,000㎡以上となる場合を除く。）		
工事施行者		9 工事施行者の変更（10、11を除く。）	変更許可	ハ その他の変更
		10 工事施行者の変更（自己居住用又は1ha未満の自己業務用の建築物等の用に供する開発行為の場合）	変更届	－
		11 工事施行者の名称又は住所の変更（その他用又は1ha以上の自己業務用の建築物等の用に供する開発行為の場合） ※代表者名の変更は届出不要		
その他		12 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更	変更届	－
		13 法第34条の適用号及び理由の変更	変更許可	ハ その他の変更
		14 資金計画の変更（その他用又は1ha以上の自己業務用の建築物等の用に供する開発行為の場合）		